

## 横浜港埠頭株式会社が本格的に業務を開始します

昨年 7 月 26 日に本市が全額出資して設立した横浜港埠頭株式会社が、4 月 1 日に、「特定外貿埠頭の管理運営に関する法律」に基づく「指定会社」の指定を国土交通大臣から受け、財団法人横浜港埠頭公社から事業及び財産の全てを承継し、本格的に業務を開始します。

同社は、本市と連携し、国際コンテナ戦略港湾として横浜港が国際海運ネットワーク上の拠点港湾としての役割を担えるよう、港湾経営の効率化や効果的な貨物集荷施策などを実施し、横浜港の国際競争力強化に全力で取り組んでいきます。

なお、「指定会社」の指定日である 4 月 1 日が休日日に当たるため、3 月 30 日(金)に国土交通省にて、横浜港埠頭株式会社 金田社長に「指定会社」の指定書が交付される予定です。

### 1 横浜港埠頭株式会社について

(平成 24 年 4 月 1 日時点の予定)

設立日	平成 23 年 7 月 26 日
所在地	横浜市中区山下町 2 番地 産業貿易センタービル 4 階
資本金	150 億 2,000 万円 〔 23 年 7 月 26 日に、本市が 2000 万円を出資して会社を設立 24 年 4 月 1 日に、埠頭公社の財産を承継することで資本金 150 億円を増額 〕
株式	発行済み株式総数 540,400 株 横浜市が 100%を保有
代表者	代表取締役社長 金田孝之
職員	24 年 4 月 1 日付けで、横浜港埠頭公社の職員を採用
主な事業	横浜港埠頭公社の事業を承継 ・外貿埠頭の建設、貸付及び管理、その他関連施設の建設及び管理 ・公共コンテナターミナル、在来物流施設等の管理運営 ・建設発生土受入事業

### 2 指定管理について

現在、横浜港埠頭公社が指定管理により運営している公共コンテナターミナル等の物流等関連施設についても、市会平成 24 年第 1 回定例会において、横浜港埠頭株式会社が、残りの指定管理期間(平成 28 年 3 月 31 日まで)について指定管理者に指定されましたので、4 月 1 日より引き継ぎます。

(※ 本日の記者発表内容については、国土交通省でも同日付で発表します。)

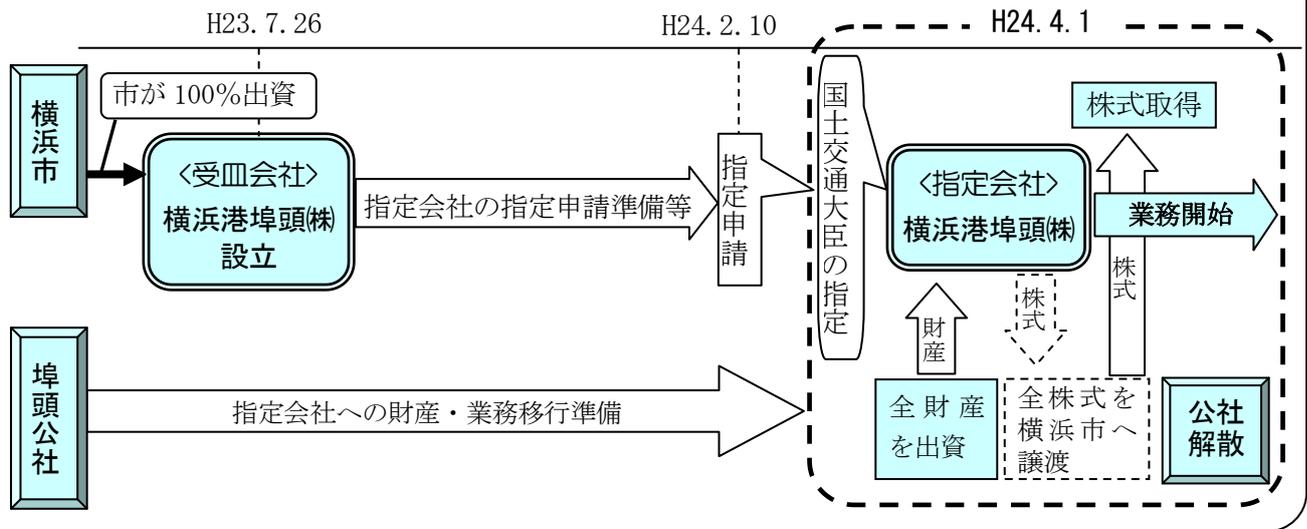
お問合せ先	
港湾局港湾経営課長	松本 博 Tel 045-671-2873

【裏面有り】

## 参考資料

### 横浜港埠頭公社の民営化（株式会社化）の方法

横浜港埠頭公社（以下、「公社」という。）の株式会社化は、受皿会社（横浜港埠頭株式会社（以下、「埠頭会社」という。）を横浜市が設立し、埠頭会社が「特定外貿埠頭の管理運営に関する法律」（略称：新外貿法）に基づく「指定会社」の指定を国土交通大臣から受けることにより、公社の財産及び業務を引き継ぐことで行われます。これにより公社は解散し、財産の出資により公社が取得した埠頭会社の株式は、横浜市に無償譲渡されます。



### 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（新外貿法）抜粋

#### （特定外貿埠頭の管理運営を行う者の指定）

第3条 国土交通大臣は、次の要件を備える法人の申請があった場合において、東京港、横浜港、大阪港又は神戸港ごとに、その特定外貿埠頭の管理運営を行う者として指定することができる。

一 申請者が、港湾管理者がその発行済株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有している株式会社であって、外貿埠頭の建設並びに貸付け及び改良、維持、災害復旧その他の管理を行うことを目的とするものであること。

#### 附 則 （平成 18 年 5 月 17 日法律第 38 号）

#### （外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

- 第4条 指定法人は、新外貿法第3条第1項の規定による指定に際し、当該指定に係る指定会社に対し、その財産の全部を出資するものとする。
- 前項の規定により指定法人が行う出資に係る給付は、新外貿法第3条第1項の規定による指定の時に行われるものとする。
  - 指定法人が出資によって取得する指定会社の株式は、新外貿法第3条第1項の規定による指定の時に、当該指定に係る港湾の港湾管理者に無償譲渡されるものとする。
  - 指定法人は、新外貿法第3条第1項の規定による指定の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において当該指定に係る指定会社が承継する。

注：指定法人とは、外貿埠頭公団の権利及び義務を承継した埠頭公社のこと。京浜外貿埠頭公団の財産及び業務は、横浜港は横浜港埠頭公社に、東京港は東京港埠頭公社に、それぞれ引き継がれた。